一般競争入札
令和８年１１月２４日付け
「福島県水道地図更新事業」一式

入　札　説　明　書

福島県保健福祉部食品生活衛生課

入札説明書

この入札説明書は、福島県水道地図更新事業について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）及び本件業務委託に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、本件入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

１　発注者（契約権者）

福島県知事　内堀　雅雄

２　入札に付する事項

公告に示すとおり。

なお、業務の仕様等については、別紙仕様書のとおり。

３　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

公告に示すとおり。

４　入札に参加する者に必要な資格の確認

(1)　入札に参加を希望する者は、上記３に掲げる必要な資格の確認を受けるため、次に定めるところにより、申請に係る各種書類を作成し提出すること。なお、提出期限までに当該申請を行わなかったときは、入札参加資格が与えられないので十分に注意すること。

ア　提出期限

令和８年１２月７日（月）午後５時

イ　提出先及び照会先

下記５の(1)のとおり

ウ　提出方法

入札者（法人にあっては代表権を有する者。以下同じ。）又はその代理人の持参若しくは書留郵便（「一般書留」及び「簡易書留」をいう。以下同じ。）による。

エ　提出書類

①　一般競争入札参加資格確認申請書（**様式１**）

②　①の申請書に示す添付書類

(2)　上記書類を提出した者に対しては、一般競争入札参加資格確認通知書（**様式２**。以下「確認通知書」という。）を送付する。

５　入札書の提出場所等

(1)　本件入札に関する書類の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の閲覧場所及び問い合わせ先

郵便番号　９６０－８６７０

所 在 地　福島県福島市杉妻町２番１６号

機 関 名　福島県保健福祉部食品生活衛生課
電話番号　024-521-7244
Ｆ Ａ Ｘ　024-521-7925

(2)　入札書及びその添付書類の提出日時及び提出場所
日時　令和８年１２月２３日（水）午後２時００分
場所　福島市中町８－２
福島県自治会館３階　３０１会議室
なお、郵送による入札は、不可とする。

(3)　開札の日時及び場所
日時　令和８年１２月２３日（水）午後２時００分
場所　福島市中町８－２
福島県自治会館３階　３０１会議室

６　入札書の提出方法

(1)　入札者は、指定の入札書（**様式３**）に必要とする事項を記載し、指定日時及び場所へ提出すること。

(2)　入札書には、次の書類を添付しなければならない。
ア　確認通知書の写し
イ　委任状（**様式４**）　※代理人が出席し、入札する場合

(3)　入札書には、次の事項が記載されていなければならない。
ア　落札の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。
イ　入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名の記載及び代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。
ウ　代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに、当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。
エ　記載事項を加除訂正した場合は、訂正印を押印すること。ただし、入札金額の訂正については、これを認めない。

７　入札保証金

(1)　入札に参加を希望する者は、５の(2)に掲げる日時までに見積もった金額（消費税及び地方消費税を含む）の１００分の３以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2)　入札保証金は、あらかじめ県が発行した納入通知書により現金（現金に代えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、又はその納付に代えて担保として財務規則第 169 条第１項各号（**別記１**）に規定する有価証券を提出するものとする。

(3)　財務規則第 249 条第１項第１号又は第２号（**別記２**）のいずれかに該当する場合は、入札

保証金の全部又は一部の納付を免除する。

なお、入札保証金納付の免除を申請する者は、４の(1)に掲げる期日までに、以下の書類を４の(1)に示す場所に提出すること。

ア　入札保証金納付免除申請書（**様式５**）

イ　同種業務履行実績証明書（**様式６**）

おって、入札保証保険適用による免除申請は、別途開札日までに入札保証保険証券の原本を提出すること（原本は返却しないので留意すること。）。

(4)　入札保証金の納付及び還付については、財務規則第251条及び第253条（**別記３**）に定めるところによる。

８　入札方法及び開札等

(1)　開札は、上記５の(3)で指定する日時及び場所で行う。

(2)　開札に先立ち、入札者は、確認通知書（入札者が本書又は写しを持参すること。）の書類確認を受けるものとする。

(3)　開札は、入札者及びその代理人を立ち合わせて行うものとし、入札者又はその代理人が立ち合わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

(4)　開札の結果、予定価格に達した入札者がないときは、直ちにその場所において再度入札に付すことができるものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち合わない場合、再度入札については棄権したものとする。

(5)　再度入札に付しても、なお落札者が決定しない場合は、１回に限り再度入札に付すことができるものとする。

９　入札参加者に要求される事項

入札者は、入札書及び添付書類を入札日に提出しなければならない。また、入札者は開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

10　入札心得

(1)　入札者は、仕様書等、契約の方法及び入札の条件を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、仕様書等について疑義がある場合は、福島県知事に一般競争入札仕様書等に関する質問書（**様式７**）により説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

県は、一般競争入札仕様書等に関する回答書（**様式８**）を福島県保健福祉部食品生活衛生課ホームページに掲載することにより回答する。

質問の受付期間は、公告の日から令和８年１２月７日（月）（土曜日及び日曜日を除く。）午後５時までとし、回答期限は、令和８年１２月１４日（月）までとする。

(2)　入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とするが、都合のあるときは、この限りではない。

(3)　入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。

(4)　入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。

(5)　入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。

ア　契約の履行に当たり故意に業務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者

ウ　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ　契約の適正な履行の確保又は給付の完了の確認をするための必要な監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ　前各号の一に該当する事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(6)　開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。

(7)　開札開始時刻後においては、入札者又はその代理人は、開札場所に入場することができない。

(8)　入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

11　入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不穏の挙動をする等により入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

12　入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

(1)　この入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2)　この入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札

(3)　所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札

(4)　委任状を持参しない代理人のした入札

(5)　同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理人をした者の入札

(6)　記名、押印を欠く入札

(7)　金額を訂正した入札

(8)　誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(9)　同一人が同一事項に対して 2 通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札

(10)　明らかに連合（談合）によると認められる入札

(11)　その他、入札に関する条件又は県において特に指定した事項に違反した入札

13　落札者の決定方法

(1)　財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札した者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が 2 人以上あるときは、別紙「くじの方法」に定めるところによる。

(3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がない場合は、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により随意契約をすることができる。

14 落札者決定の通知

落札者とされなかった入札者から請求があったときは、落札者を決定したこと等について通知をするので、通知を必要とする者は発注者に申し出ること。

15 契約保証金

(1) 落札者は、契約金額の１００分の５以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金は、あらかじめ県が発行した納入通知書により現金（現金に代えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、又はその納付に代えて担保として財務規則第 169 条第 1 項各号（**別記１**）に規定する有価証券を提出することができる。

(3) 財務規則第 229 条第 1 項各号（**別記４**）に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。

(5) 契約保証金の納付及び還付については、財務規則第 231 条及び第 233 条（**別記５**）に定めるところによる。

16 契約書の作成

(1) 委託契約書（別紙のとおり。以下「契約書」という。）を作成する場合において落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、履行期間の初日までに取り交わしを行うこと。

(2) 契約の確定時期は、地方自治法第 234 条第 5 項の規定により両者が契約書に記名押印したときとする。

(3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

17 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

18 契約条項

契約書及び財務規則による。

19 その他

(1) 確認通知書を受理した後、入札の完了までに入札を辞退する場合は、入札辞退届（任意様式）を提出すること。

(2) 入札者若しくはその代理人又は契約の相手方が本件入札に要した費用については、すべて当該入札者若しくはその代理人又は契約の相手方が負担するものとする。

(3) 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを

中止する。なお、この場合における損害は、入札者又はその代理人の負担とする。

20　当該契約に関する事務を担当する課

上記５の(1)に同じ。

別記１

福島県財務規則（抜粋）

（担保にあてることができる有価証券の種類及び担保価額等）

第１６９条　保証金その他の担保にあてることができる有価証券の種類及びその担保価額は、次の各号に定めるとおりとする。

一　福島県債証券	額面全額
二　国債証券	額面全額の１０分の８
三　地方債証券（福島県債証券を除く。）	額面全額の１０分の８
四　特別の法律により法人の発行する債券	時価の１０分の８
五　知事が確実であると認める社債券	時価の１０分の８

別記２

福島県財務規則（抜粋）

（入札保証金の減免）

第２４９条　前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

一　一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。

二　一般競争入札に参加する資格を有し、過去２年間に官公署(予算決算及び会計令第九十九条第九号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。)とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を２回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

三～五　（略）

２　（略）

別記３

福島県財務規則（抜粋）

（入札保証金の納付等）

第２５１条　契約権者は、第249条第１項の規定により入札保証金の全部の納付の免除をした場合を除くほか、入札に参加しようとする者をして、当該入札を執行する直前までに、契約権者の発する納入通知書により入札保証金の全額（その一部の納付の免除をした場合にあっては、その免除した額を控除した額）を関係の出納機関に納付させなければならない。

２　出納機関に、前項の規定により入札保証金の納付があったときは、領収書を当該入札に参加しようとする者に交付しなければならない。

３　契約権者は、一般競争入札を執行する場合においては、当該入札に参加しようとする者をし

て、前項の規定により交付を受けた領収書を提示させ、その確認をしなければならない。

（入札保証金の還付）

第２５３条　入札保証金は、落札者以外の者に対しては落札者が決定したのち、落札者に対してはその者と締結する契約が確定したのちに、請求により還付する。ただし、落札者の納付に係る入札保証金は、当該落札者の同意があるときは、契約保証金の全部又は一部に充当することがあるものとする。

２　前項の規定による入札保証金の還付の手続については、契約権者が支出権者又は物品管理権者となるほか、第６章又は第９章の規定の例による。

別記４

福島県財務規則（抜粋）

（契約保証金の減免）

第２２９条　前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

一　契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。

二　契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。

三　契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第１００条の３第２号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

四　過去２年間に官公署(予算決算及び会計令第九十九条第九号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。)とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を二回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

五　随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が２００万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

六～八　（略）

九　工事等の請負契約の締結後に当該工事等に係る請負代金の額を変更する場合において、変更後の請負代金の額に１００分の１０（建設工事又は製造以外にあつては１００分の５）を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

十～十一　（略）

十二　１件の契約金額が５００万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第１号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。

十三　（略）

十四　法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。

十五～十八　（略）

２　前項第５号の場合において、当該契約の相手方が当該契約に関して当該契約の相手方と同種の営業を営み、かつ、県内に主たる営業所を有する者で契約権者が確実であると認めるものを

連帯保証人として立てるときは、同項第５号中「２００万円未満」とあるのは、「３００万円未満」と読み替えるものとする。

別記５

福島県財務規則（抜粋）

（契約保証金の納付等）

第２３１条　契約権者は、第２２９条の規定により契約保証金の全部の納付の免除をした場合を除くほか、契約の相手方となるべき者をして、契約権者の発する納入通知書により契約保証金の全額（その一部の納付の免除をした場合にあっては、その免除した額を控除した額）を関係の指定金融機関若しくは指定代理金融機関又は関係の出納機関に納めさせなければならない。

２　出納機関は、前項の規定により契約保証金の納付があったときは、領収書を当該契約の相手方となるべき者に交付しなければならない。

（契約保証金の還付）

第２３３条　契約保証金は、工事等又は給付の完了の確認又は検査の終了後に契約の相手方に還付する。

２　前項の規定による契約保証金の還付の手続については、契約権者が支出権者又は物品管理権者となるほか、第６章又は第９章の規定の例による。

別紙　くじの方法

開札の結果、落札となるべき最低の価格での入札をした者が２者以上あり、落札候補者の順位を決定できない場合は、「くじ」によりその順位を決定する。

１　入札書の「くじの数」欄に任意の値を記入

くじを行う場合に備えて、入札書の「くじの数」欄にあらかじめ任意の値（０００～９９９）を記入する。なお、正しく記入がなされていない場合は、「０００」の数値が記載されたものとみなす。

２　くじの手順

(1)　入札参加者が入札書の提出場所に到着した順（入札書提出日時順）にくじ番号（０、１、２…）を付与する。

(2)　同額入札の入札書に記載されたくじの数を合算し、その合計額を入札書の数で除算し、余りを算出する。

(3)　上記(2)の計算結果による余りと一致した上記(1)のくじ番号の入札参加者を最上位とする。

(4)　最上位のくじ番号に１を足したくじ番号の入札者を２順位とする。この場合において、最上位のくじ番号に１を足したくじ番号が存在しない場合には、０のくじ番号の入札者を２順位とする。

(5)　２順位のくじ番号に１を足したくじ番号の入札者を３順位とする。この場合において、２順位のくじ番号に１を足したくじ番号が存在しない場合には、０のくじ番号の入札者を３順位とする。

(6)　４順位以下は、上記(5)の規定に準じて順位を決定する。

【例】入札参加者３名が同額入札の場合

①入札書が到着した順にくじ番号を付与する。

Ａ社：くじ番号　０

Ｂ社：くじ番号　１

Ｃ社：くじ番号　２

②くじの数の和を求め、同額入札者数で除算し、余りを算定する。

Ａ社：くじの数　０２４

Ｂ社：くじの数　５３０

Ｃ社：くじの数　９８７

合計　０２４＋５３０＋９８７＝１５４１

余り　１５４１÷３＝５１３余り２

③順位の決定

最上位は、余りの２と一致するくじ番号であるＣ社

２順位は、２＋１＝３のくじ番号が存在しないので、くじ番号０のＡ社

３順位は、０＋１＝１と一致するくじ番号であるＢ社

（様式１）

一般競争入札参加資格確認申請書

令和８年　　月　　日

福島県知事

（〒　　－　　）
住　　所
（ふりがな）
商号又は名称
代表者職・氏名　　印
電　話　番　号　（　　－　　－　　）
ＦＡＸ番号　（　　－　　－　　）
（作成担当者職・氏名　　）

令和８年１１月２４日付けで公告ありました福島県水道地図更新事業に係る一般競争入札参加資格の確認を受けたいので、入札参加に必要な資格要件等について下記のとおり申請します。

なお、下記１に掲げる資格要件にすべて該当する者であること、また、下記２の添付書類の内容について事実に相違ないことを誓約します。

記

１　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1)　施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

(2)　この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。

(3)　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあっては、当該手続開始の決定の後に入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

(4)　入札の日から過去 2 年以内に、国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人から GIS データ関連の業務を受託し、これを誠実に履行した実績を有すること。

２　添付書類

(1)同種業務履行実績証明書（**様式６**）【１の(4)関連】

３　入札保証金（該当する番号に○印を付すこと。）

(1)　納入通知書により現金で納付する。（支払い予定額：　　円）

(2)　福島県財務規則第 169 条の規定による有価証券を提出する。

(3)　入札保証金納付免除を申請する。

（様式２）

一般競争入札参加資格確認通知書

記　号　番　号
令和８年　月　日

様

福島県知事　　印

先に申請のありました一般競争入札に係る入札参加資格については、下記のとおり確認したのでお知らせします。

記

<table>
<tr><td>公　告　日</td><td colspan="2">令和　年　月　日</td></tr>
<tr><td>件名及び数量</td><td colspan="2">福島県水道地図更新事業　一式</td></tr>
<tr><td rowspan="3">本公告に係る入札参加資格の　有　無</td><td colspan="2">有</td></tr>
<tr><td>無</td><td></td></tr>
<tr><td>入札参加資格がないと認めた理由</td><td></td></tr>
</table>

※１　入札参加資格がないと通知された方は、入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができます。

※２　この確認通知書は、入札書の開札日に入札執行者から入札参加資格を確認するため提示を求められますので、開札日に必ず持参してください。

（様式３）

入札書（見積書）

入 札 金 額

	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
金額 （税抜き）									

件名及び数量　　福島県水道地図更新事業　一式

履 行 期 間　　契約締結日から令和９年３月２６日まで

く じ の 数 ※ | | | |

上記のとおり入札（見積）いたします。

令和　年　月　日

住　　所

商号又は名称

代表者職・氏名　　印

（代理人　氏名　　印）

福島県知事

（注）１　入札書として使用する場合は、見積書を二重線で消し込むこと。（見積書として使用する場合は、入札書を二重線で消し込むこと。）

２　金額の文字の頭に、￥を付すこと。

３　再度入札（見積）の場合は、入札（見積）書の前に「再」と記入すること。

※　同額入札による「くじ」に使用する。任意の値（０００～９９９。空欄をつくらないこと。０１２のように０（ゼロ）を記載する。）を記入すること。

（様式４）

委 任 状

私は都合により下記の者を代理人と定め、下記事項を委任します。

記

令和８年１２月２３日に執行される福島県水道地図更新事業の入札及び見積並びに開札に関する一切の権限。

令和　年　　月　　日

福島県知事

委任者　住　　所

商 号 又 は 名 称

代表者職・氏名　　印

受任者　職 名 又 は 住 所

氏　　名　　印

（様式５）

入札保証金納付免除申請書

令和８年　　月　　日

福島県知事

申請者　住　　所

商号又は名称

代表者職・氏名　　印

福島県水道地図更新事業に係る一般競争入札の入札保証金の納付を免除されるよう、下記の書類を添えて申請します。

記

１　入札保証保険契約を締結したことを証する書面（保険証券）

２　入札の日から過去２年以内に、国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人からGISデータ関連の業務を２回以上受託し、これらを誠実に履行した実績を有することを証する同種業務履行実績証明書（様式６）

（注）添付書類の１又は２に〇印を付すこと。

（様式６）

同種業務履行実績証明書

令和８年　　月　　日

福島県知事

住所

商号又は名称

代表者職・氏名　　印

発　注　機　関	
件　　名	
履　行　場　所	
契 約 年 月 日	
業 務 の 内 容	
契　約　金　額	
履行完了年月日	

（注）履行実績を証明するものとして、契約書の写しを添付すること。

（様式７）

一般競争入札仕様書等に関する質問書

令和８年　　月　　日

福島県知事

住　　所
商 号 又 は 名 称
代表者職・氏名
電　話　番　号　（　　－　　－　　）
Ｆ　Ａ　Ｘ　番　号　（　　－　　－　　）
（作成担当者職・氏名　　）

公　　告　　日	令和　年　月　日
件名及び数量	福島県水道地図更新事業　一式
質問事項	

（様式８）

一般競争入札仕様書等に関する回答書

令和８年　　月　　日

福島県知事

公　　告　　日	令和　年　月　日
件名及び数量	福島県水道地図更新事業　一式
質問事項	
回答事項	
備　考	